

令和2年度

三重県の労働事情

中小企業労働事情実態調査報告書



令和3年3月

三重県中小企業団体中央会

まえがき

令和2年のわが国経済は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、過去に例を見ない経済活動の停滞に見舞われ、緊急事態宣言の発令や外出自粛、休業要請により国内の個人消費が急減するとともに、インバウンド観光来客数の激減もあり急速に悪化し、雇用・就業状況にも多大な影響を及ぼしています。

このような中、三重県の中小企業も、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動維持の両立という制約下での経営に加えて、働き方改革関連法の施行による、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現への対応、更には雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保といった課題を解決していく必要があります。そのためには、従来の経営方針の見直しが求められております。

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的に、毎年全国一斉に実施しています。本年は新たに高年齢者雇用の実態、新型コロナウイルス感染拡大の影響を調査項目に加えました。

この調査結果が労働事情の理解の一助となり、今後の中小企業の皆様方のために寄与できれば幸いです。

本調査の実施にあたりまして、ご協力いただきました会員組合並びに関係者の皆様方に、深く感謝申し上げます。

令和3年3月

三重県中小企業団体中央会

目 次

I 調査のあらまし	1
II 回答事業所の概要	2
III 調査結果の概要	3
1. 経営について	3
2. 新型コロナウイルス感染拡大による影響について	6
3. 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の労働時間について ..	8
4. 従業員の有給休暇について	9
5. 新規学卒者の採用について	10
6. 高年齢者の雇用について	12
7. 賃金改定について	14
調査票	19

I. 調査のあらまし

1. **調査目的** この調査は、三重県内の中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業対策の樹立と労働支援方針の策定に資することを目的とする。
2. **調査機関** 三重県中小企業団体中央会
3. **調査時点** 令和2年7月1日
4. **調査対象産業**
 - 1) 製造業 ①食料品製造業 ②繊維工業 ③木材・木製品製造業
④印刷・同関連業 ⑤窯業・土石製品製造業 ⑥化学工業
⑦金属・同製品製造業 ⑧機械器具製造業
⑨その他の製造業
 - 2) 非製造業 ①情報通信業 ②運輸業 ③建設業 ④卸売業 ⑤小売業
⑥サービス業
5. **調査対象事業所数** 調査対象事業所数は、従業員規模300人未満の民営事業所（農業、水産を除く）1,000事業所（製造業500事業所、非製造業500事業所）。
6. **主な調査内容**
 - 1) 経営について
 - 2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響について
 - 3) 従業員の労働時間について
 - 4) 従業員の有給休暇について
 - 5) 新規学卒者の採用について
 - 6) 高年齢者の雇用について
 - 7) 賃金改定について
7. **調査方法** 本会において、全国中小企業団体中央会が作成した「中小企業労働事情実態調査票」を調査対象事業所に組合を通じて配布し、回答を求めた。
* 「中小企業労働事情実態調査票」様式については巻末の「調査票」参照
8. **調査回答状況**

有効回答数	：553事業所	回答率	55.3%
製造業	：255事業所	回答率	51.0%
非製造業	：298事業所	回答率	59.6%
9. **備考**
 - 1) この調査は毎年行っているものであるが、事業所の所属組合等へ送付しているため、回答事業所は一定していない。したがって、厳密な時系列比較はできない。
 - 2) 調査項目によっては、複数回答の項目があり、また、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

II. 回答事業所の概要

1. 労働組合の有無

労働組合の組織率は、7.4%で、全国（7.0%）と比べると0.4ポイント高い。前年度（6.8%）と比べると、0.6ポイント高くなっている。

2. 常用労働者数

回答事業所の常用労働者総数は14,623人、このうち男性は10,152人（69.4%）、女性は4,471人（30.6%）である。1事業所あたりの平均常用労働者数は26.4人であった。女性常用労働者の占める比率は32.9%で全国（31.7%）と比べると1.2ポイント高く、前年度（29.0%）と比べても3.9ポイント高くなっている。

3. 従業員の正社員比率

正社員比率をみると、「正社員」が70.7%（男性81.3%、女性48.6%）と、全国の75.4%（男性84.4%、女性55.4%）と比べると4.7ポイント低い（男性3.1ポイント、女性6.8ポイント低い）。また、前年度（70.9%）と比べると、0.2ポイント低くなっている。

4. パートタイム平均雇用比率

パートタイム労働者の平均雇用比率をみると、17.8%で全国（14.8%）と比べると3.0ポイント高い。前年度（16.8%）と比べると1.0ポイント高くなっており、正社員比率が若干下がり、パートタイム労働者比率は上がっている結果となった。

※パートタイム平均雇用比率・・・雇用全体〔正社員・パートタイマー・派遣・アルバイト他〕におけるパートタイム労働者の平均比率

表1 回答事業所数の概要

区 分	回答事業所数合計	事業所構成比(%)	常用労働者数(人)	平均常用労働者数(人)	男性常用労働者数(人)	女性常用労働者数(人)	女性常用労働者比率(%)	正社員比率(%)	男性正社員比率(%)	女性正社員比率(%)	パートタイム平均雇用比率(%)	労働組合組織率(%)	
全 国	20,114	-	644,017	32.0	451,522	192,495	31.7	75.4	84.4	55.4	14.8	7.0	
三重県 計	553	100.0	14,623	26.4	10,152	4,471	32.9	70.7	81.3	48.6	17.8	7.4	
製造業	製造業 計	255	46.1	7,104	27.9	4,490	2,614	36.8	67.9	80.0	20.9	7.5	
	食料品	43	7.8	1,107	25.7	471	636	56.0	45.3	65.0	45.4	2.3	
	繊維工業	15	2.7	266	17.7	68	198	71.5	70.9	81.9	23.7	13.3	
	木材・木製品	34	6.1	406	11.9	322	84	18.8	80.3	84.5	9.2	2.9	
	印刷・同関連	9	1.6	222	24.7	131	91	44.1	82.7	87.2	16.4	22.2	
	窯業・土石	42	7.6	714	17.0	531	183	30.1	75.8	80.3	63.1	17.4	2.4
	化学工業	3	0.5	299	99.7	106	193	40.6	43.7	72.6	28.3	41.4	33.3
	金属・同製品	55	9.9	1,874	34.1	1,381	493	29.5	71.3	77.3	53.6	14.0	10.9
	機械器具	31	5.6	1,575	50.8	1,093	482	30.8	75.2	87.2	52.2	13.0	12.9
	その他製造業	23	4.2	641	27.9	387	254	38.5	69.0	84.2	45.5	22.7	4.3
非製造業	非製造業 計	298	53.9	7,519	25.2	5,662	1,857	29.5	73.3	82.3	49.4	7.4	
	情報通信業	3	0.5	106	35.3	75	31	16.8	92.5	97.3	-	-	
	運輸業	37	6.7	1,680	45.4	1,449	231	13.4	86.8	90.0	8.3	13.5	
	建設業	119	21.5	2,186	18.4	1,811	375	21.2	86.2	88.5	75.2	8.3	7.6
	卸売業	40	7.2	937	23.4	658	279	35.0	81.4	86.8	68.8	13.8	5.0
	小売業	46	8.3	832	18.1	575	257	45.5	63.0	70.9	47.4	23.9	6.5
	サービス業	53	9.6	1,778	33.6	1,094	684	42.2	48.7	65.4	27.8	29.6	5.7
規模別	1～9人	217	39.2	1,024	4.7	664	360	37.5	76.6	85.3	60.7	17.3	3.2
	10～29人	190	34.4	3,201	16.9	2,206	995	30.4	74.0	83.4	54.2	18.6	4.7
	30～99人	120	21.7	6,416	53.5	4,539	1,877	29.0	73.8	83.5	51.7	16.9	13.3
	100～300人	26	4.7	3,982	153.2	2,743	1,239	31.0	63.4	75.1	38.8	19.1	34.6

Ⅲ. 調査結果の概要

1. 経営について

(1) 現在の経営状況 [図1]、[表2]

1年前と比べた現在の経営状況については、「悪い」が62.8%（前年度25.8%、前々年度22.2%）、「良い」が5.7%（前年度15.6%、前々年度17.4%）、「変わらない」が31.6%（前年度58.6%、前々年度60.3%）となっている。「悪い」とするのは前年度に比べ大きく37.0ポイント増加している。全国平均（61.5%）と比べても1.3ポイント高い。「良い」とするのは前年度に比べ9.9ポイント、「変わらない」が27.0ポイント下降した。

業種別にみても、製造業、非製造業ともに「悪い」という回答が多く、「運輸業」（81.1%）、次いで「食料品製造業」（79.1%）を始め、ほとんどの業種においてコロナ禍の影響を受けて経営状況が急激に悪化していることがうかがえる。

図1 経営状況

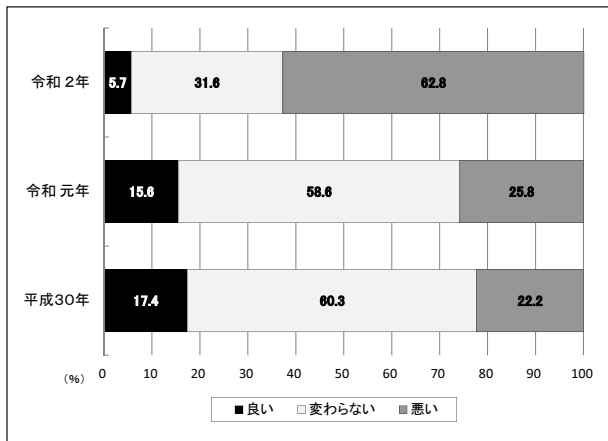


表2 経営状況（業種別）

区分	良い (%)	変わらない (%)	悪い (%)
全国計	6.5	32.0	61.5
三重県計	5.7	31.6	62.8
製造業計	4.7	24.8	70.5
食料品	4.7	16.3	79.1
繊維工業	0.0	26.7	73.3
木材・木製品	3.0	30.3	66.7
印刷・同関連	11.1	11.1	77.8
窯業・土石	7.1	38.1	54.8
化学工業	33.3	33.3	33.3
金属・同製品	5.5	21.8	72.7
機械器具	3.2	29.0	67.7
その他製造業	0.0	13.0	87.0
非製造業計	6.5	37.4	56.1
情報通信業	33.3	33.3	33.3
運輸業	5.4	13.5	81.1
建設業	6.9	48.3	44.8
卸売業	5.0	35.0	60.0
小売業	2.2	45.7	52.2
サービス業	9.6	25.0	65.4

(2) 主要事業の今後の方針 [図2]、[表3]

主要事業の今後の方針については、「現状維持」とするのが最も多く67.9%（前年度67.1%、前々年度63.0%）、次いで「強化拡大」が23.7%（前年度25.2%、前々年度30.9%）、「縮小又は廃止」は7.6%（前年度7.3%、前々年度5.4%）を示しており、先行きの不透明感が強まった。

業種別にみると、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「強化拡大」の比率が高いのは製造業では「食料品製造業」が37.2%、非製造業では「運輸業」が36.1%と最も高い。一方で、「縮小・廃止」とする比率が、前年度より「食料品製造業」、「木材・木製品製造業」、「機械器具製造業」、「卸売業」、「小売業」、「サービス業」で高くなった。

図2 主要事業の今後の方針

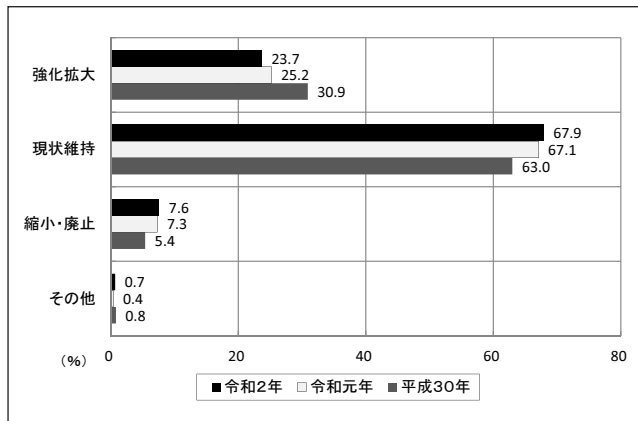


表3 主要事業の今後の方針（業種別）

区分	強化拡大 (%)	現状維持 (%)	縮小・廃止 (%)	その他 (%)
全国計	25.2	67.3	6.8	0.7
三重県計	23.7	67.9	7.6	0.7
製造業計	23.2	68.5	7.1	1.2
食料品	37.2	51.2	11.6	0.0
繊維工業	35.7	57.1	7.1	0.0
木材・木製品	23.5	64.7	11.8	0.0
印刷・同関連	11.1	77.8	11.1	0.0
窯業・土石	14.3	83.3	0.0	2.4
化学工業	0.0	100.0	0.0	0.0
金属・同製品	21.8	72.7	0.0	3.6
機械器具	22.6	64.5	12.9	0.0
その他製造業	17.4	73.9	8.7	0.0
非製造業計	24.1	67.3	8.2	0.3
情報通信業	66.7	33.3	0.0	0.0
運輸業	36.1	61.1	2.8	0.0
建設業	18.8	78.6	2.6	0.0
卸売業	32.5	50.0	15.0	2.5
小売業	13.0	71.7	15.2	0.0
サービス業	28.8	57.7	11.5	0.0

(3) 経営上の障害（3項目以内複数回答）[図3]、[表4]

経営上の障害については、最も多く選択されたのは「販売不振・受注の減少」が51.0%、次いで「人材不足（質の不足）」40.1%であった。前年度と比べると人手不足が障害となっていることに加えて、「販売不振・受注の減少」が26.5ポイントと大幅に高くなっていることから、コロナ禍の影響が大きく経営上の障害となっていることがうかがえる。

図3 経営上の障害

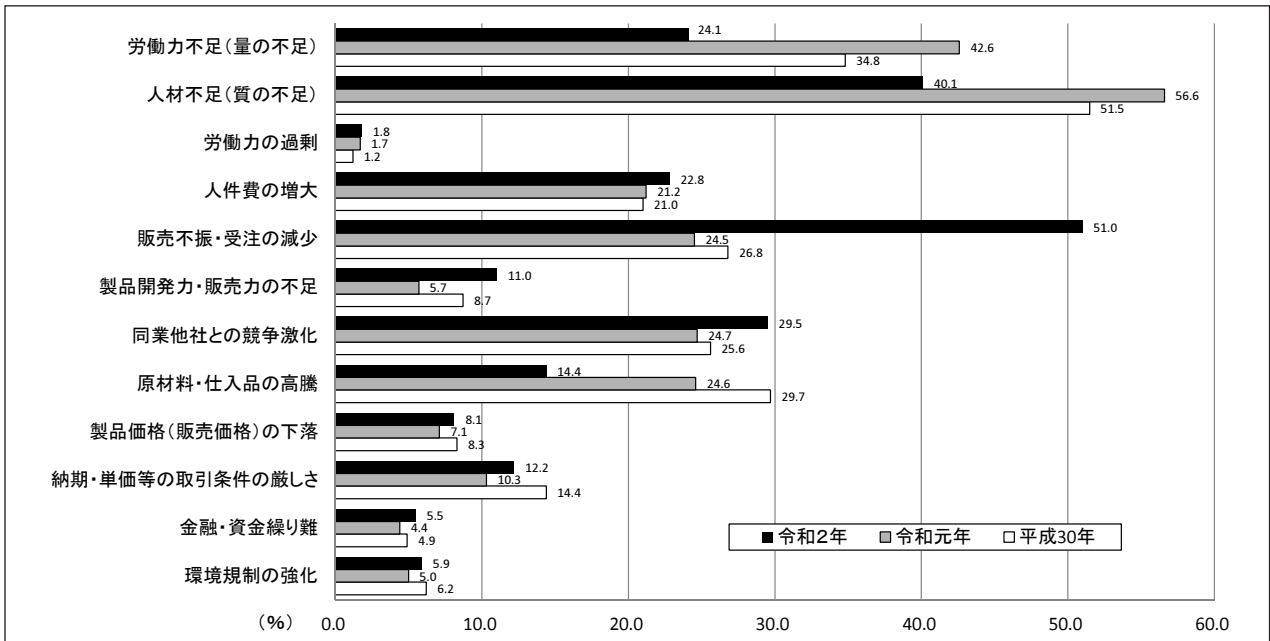


表4 経営上の障害（業種別・規模別）

(%)

区分	労働力不足 (量の不足)	人材不足 (質の不足)	労働力の 過剰	人件費の 増大	販売不振・ 受注の減少	製品開発力・ 販売力の不足	同業他社と の競争激化	原材料・仕 入品の高騰	製品価格 (販売価格) の下落	納期・単価等 の取引条件の 厳しさ	金融・ 資金繰り難	環境規制の 強化	
全 国	26.0	43.9	2.8	19.9	50.6	11.7	23.6	17.2	7.1	10.3	8.5	4.7	
三重県 計	24.1	40.1	1.8	22.8	51.0	11.0	29.5	14.4	8.1	12.2	5.5	5.9	
製 造 業	製造業 計	13.5	35.3	2.4	24.6	63.1	16.7	18.3	20.6	9.9	15.5	6.3	7.1
	食料品	14.3	21.4	7.1	45.2	54.8	26.2	16.7	31.0	7.1	11.9	7.1	7.1
	繊維工業	13.3	20.0	0.0	40.0	80.0	0.0	26.7	13.3	0.0	40.0	13.3	0.0
	木材・木製品	18.2	39.4	0.0	3.0	72.7	21.2	15.2	9.1	30.3	12.1	15.2	0.0
	印刷・同関連	0.0	33.3	0.0	11.1	55.6	11.1	66.7	11.1	11.1	33.3	0.0	0.0
	窯業・土石	26.2	52.4	0.0	16.7	57.1	7.1	9.5	33.3	0.0	2.4	4.8	14.3
	化学工業	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属・同製品	5.6	37.0	0.0	22.2	55.6	20.4	14.8	20.4	7.4	11.1	1.9	13.0
	機械器具	3.2	38.7	9.7	29.0	77.4	12.9	12.9	9.7	12.9	22.6	9.7	0.0
その他製造業	17.4	30.4	0.0	26.1	69.6	17.4	26.1	17.4	13.0	30.4	0.0	8.7	
非 製 造 業	非製造業 計	33.3	44.3	1.4	21.3	40.5	6.2	39.2	8.9	6.5	9.3	4.8	4.8
	情報通信業	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	40.5	48.6	2.7	29.7	37.8	0.0	24.3	10.8	2.7	5.4	2.7	10.8
	建設業	48.3	54.3	0.9	16.4	32.8	4.3	39.7	8.6	5.2	12.1	2.6	0.9
	卸売業	7.5	30.0	2.5	20.0	60.0	7.5	45.0	15.0	12.5	15.0	7.5	5.0
	小売業	11.6	32.6	0.0	11.6	48.8	7.0	48.8	9.3	9.3	4.7	7.0	2.3
規 模 別	サービス業	32.7	40.4	1.9	34.6	38.5	11.5	36.5	3.8	5.8	5.8	7.7	11.5
	1～9人	24.0	33.7	1.0	14.4	51.4	9.6	29.3	15.4	6.7	10.1	6.7	4.3
	10～29人	20.5	39.5	3.2	25.8	54.7	11.1	29.5	14.2	11.1	13.7	6.3	6.8
	30～99人	26.1	46.2	1.7	32.8	47.9	11.8	32.8	11.8	5.9	10.9	2.5	5.9
100～300人	42.3	69.2	0.0	23.1	34.6	19.2	15.4	19.2	7.7	23.1	3.8	11.5	

(4) 経営上の強み (3項目以内複数回答) [図4]、[表5]

経営上の強みについては、「顧客への納品・サービスの速さ」が31.2% (前年度25.3%) と最も多く選択され、次いで「組織の機動力・柔軟性」が28.4% (前年度27.3%) となり、「技術力・製品開発力」(前年度22.5%) 及び「製品の品質・精度の高さ」(前年度24.0%) が23.6%と同率で続いた。

なお、経営状況が良いと回答した事業所のみで見ると、第1位は「製品・サービスの独自性」で36.7%、次いで、「技術力・製品開発力」、「生産技術・生産管理能力」が同率の26.7%となっている。

図4 経営上の強み (三重県全体)

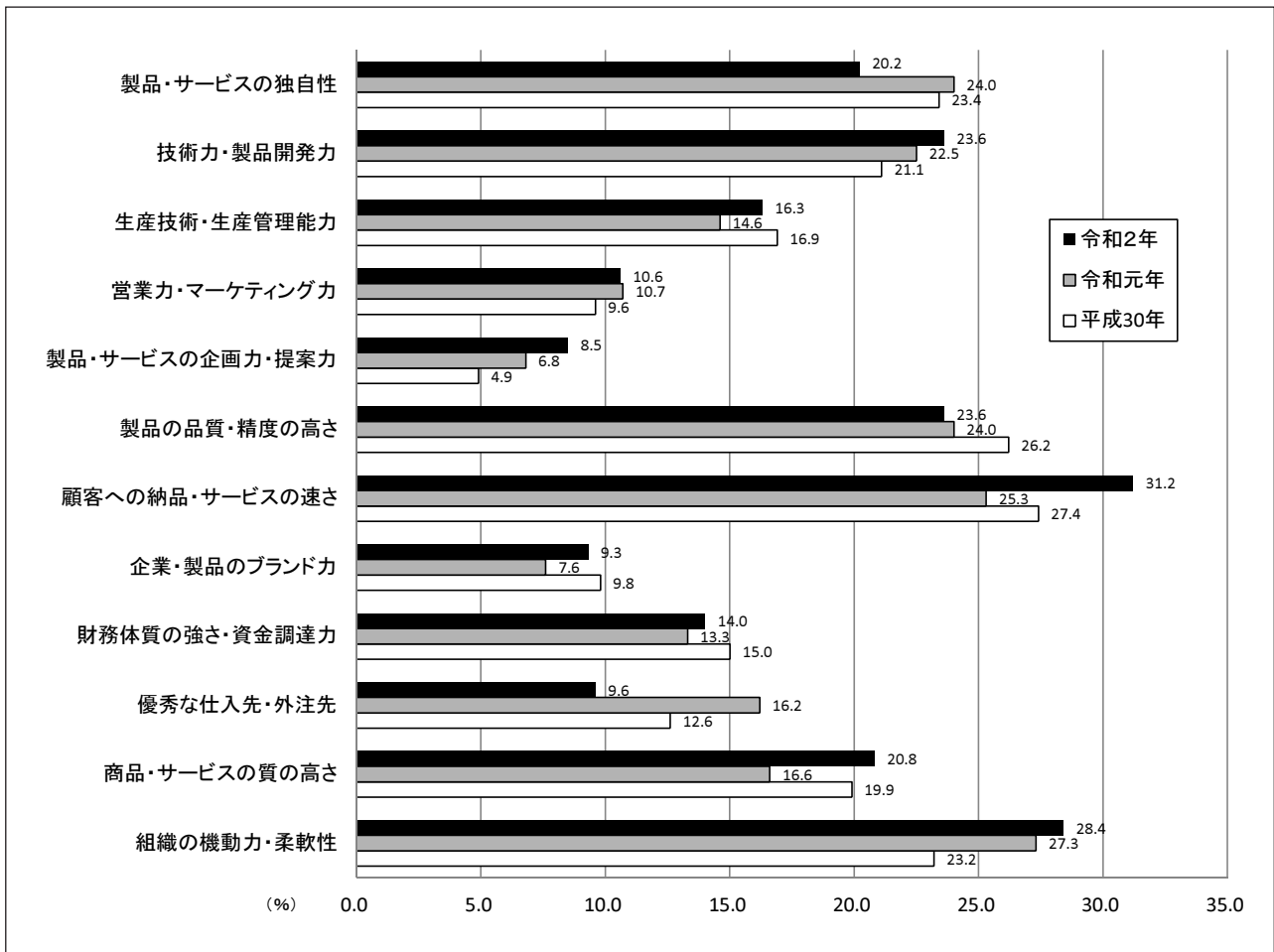


表5 経営上の強み (順位表)

順位	三重県全体		製造業		非製造業		経営状況が良いと回答した事業所のみ	
1	顧客への納品・サービスの速さ	31.2%	製品の品質・精度の高さ	35.6%	組織の機動力・柔軟性	38.0%	製品・サービスの独自性	36.7%
2	組織の機動力・柔軟性	28.4%	顧客への納品・サービスの速さ	31.6%	顧客への納品・サービスの速さ	30.8%	* 技術力・製品開発力	26.7%
3	技術力・製品開発力	23.6%	生産技術・生産管理能力	26.8%	商品・サービスの質の高さ	26.5%	* 生産技術・生産管理能力	26.7%
	製品の品質・精度の高さ	23.6%						

* 2位、3位は同率であった

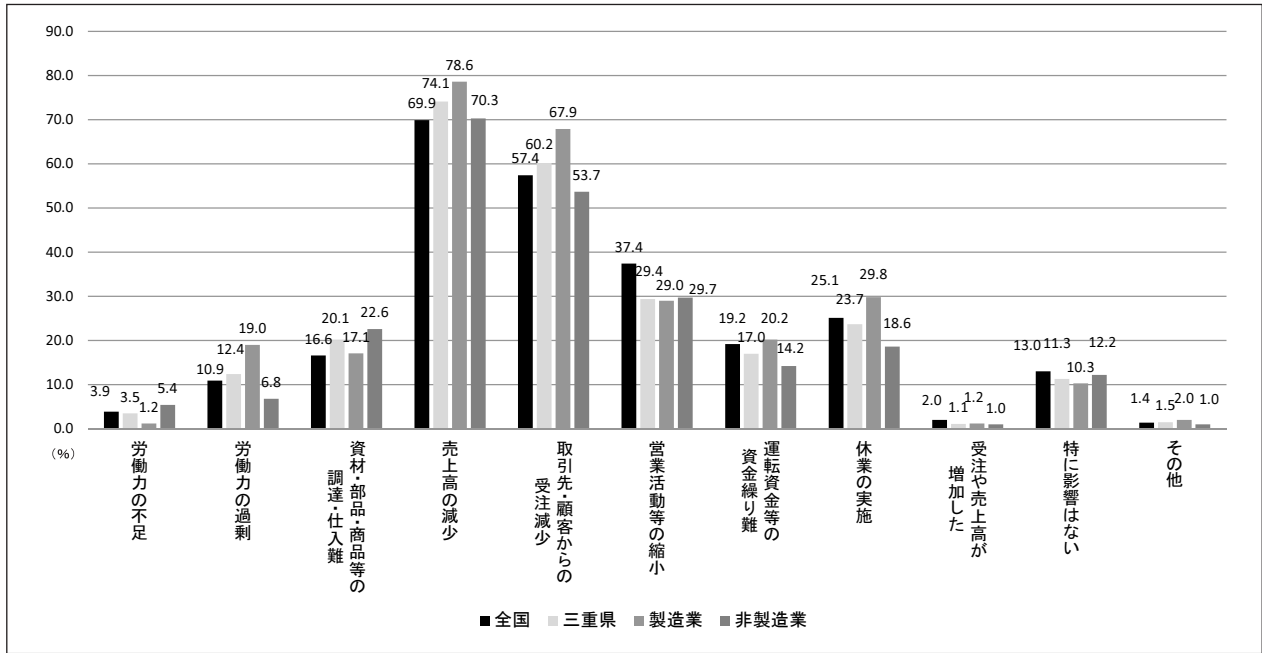
2. 新型コロナウイルス感染拡大による影響について

(1) 経営への影響について [図5]

経営への影響は「売上高の減少」74.1%（全国69.9%）が最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」60.2%（全国57.4%）、「営業活動等の縮小」29.4%（全国37.4%）、「休業の実施」23.7%（全国25.1%）、「資材・部品・商品等の調達・仕入難」20.1%（全国16.6%）となっている。

業種別では、「売上高の減少」が製造業78.6%・非製造業70.3%、「取引先・顧客からの受注減少」が製造業67.9%・非製造業53.7%となっている。

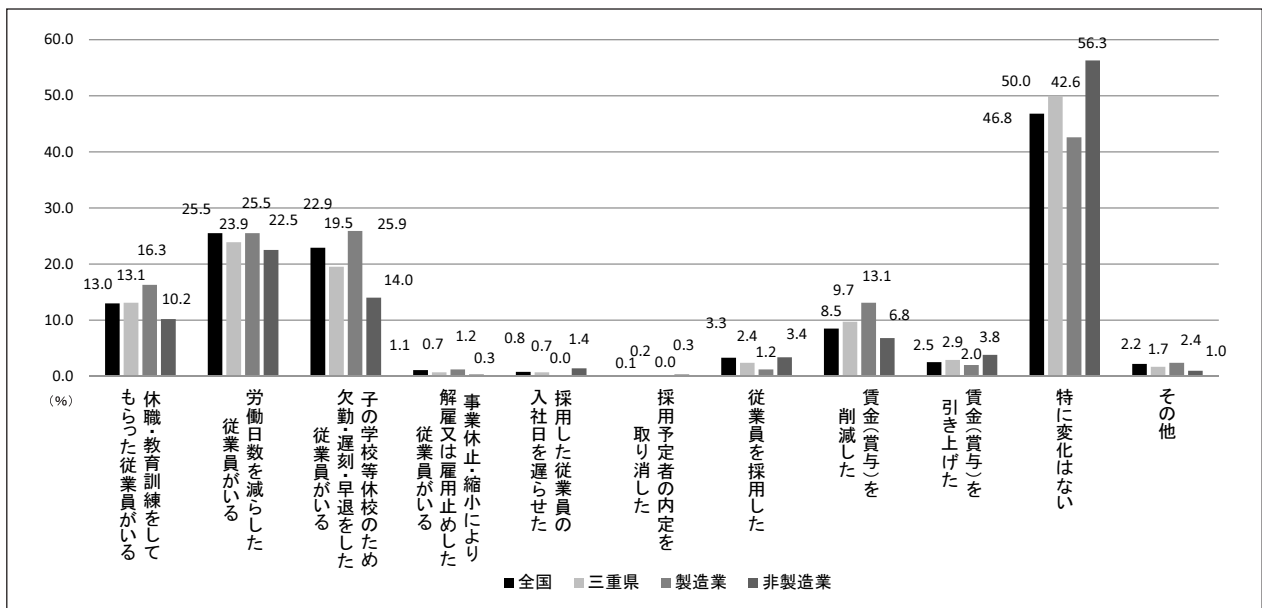
図5 新型コロナウイルス 経営への影響



(2) 雇用環境の変化について [図6]

雇用環境の変化は「特に変化はない」50.0%（全国46.8%）が最も多く、次いで「労働日数を減らした従業員がいる」23.9%（全国25.5%）、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」19.5%（全国22.9%）となっている。

図6 新型コロナウイルス 雇用環境の変化

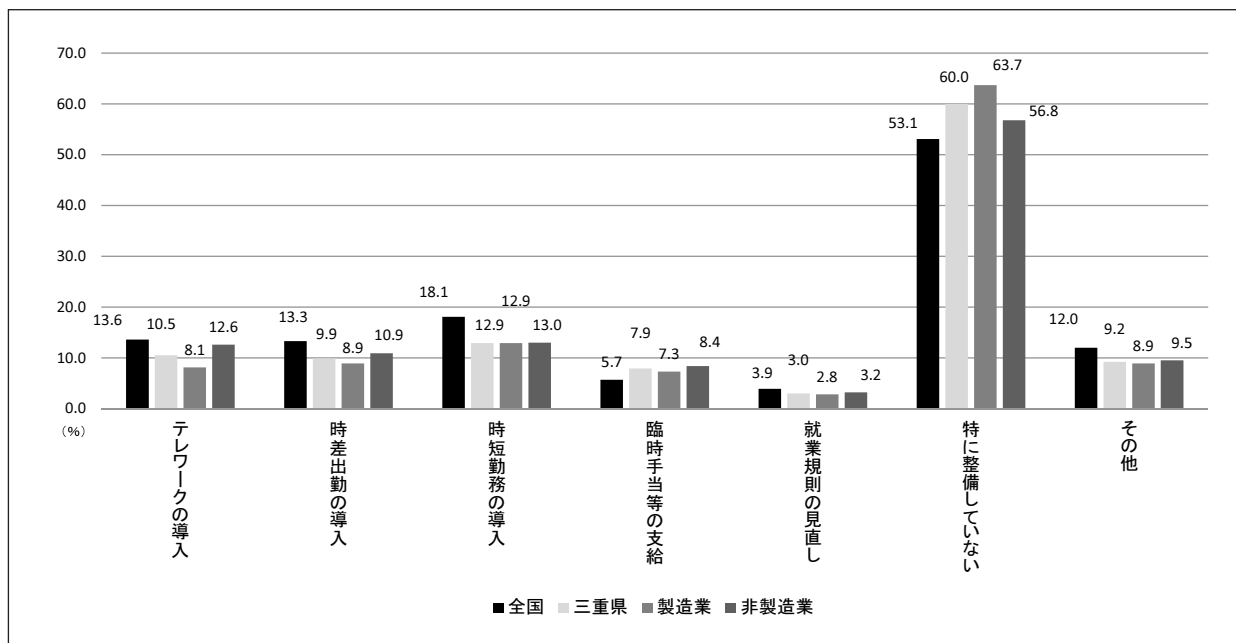


(3) 労働環境の整備について [図7]

労働環境の整備は「特に整備していない」60.0%（全国53.1%）が最も多く、次いで「時短勤務の導入」12.9%（全国18.1%）、「テレワークの導入」10.5%（全国13.6%）となっている。

業種別では、「時短勤務の導入」が製造業12.9%・非製造業13.0%、「テレワークの導入」が製造業8.1%・非製造業12.6%となっている。

図7 新型コロナウイルス 労働環境の整備

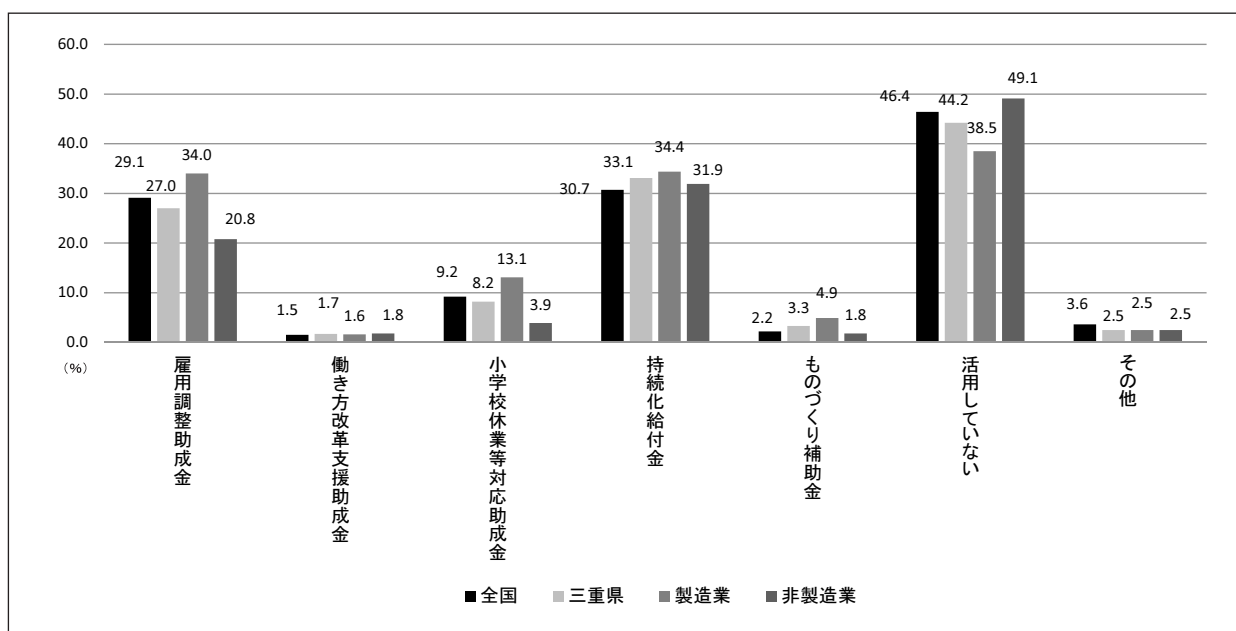


(4) 雇用維持等のために活用（申請）した助成金について [図8]

雇用維持のために活用（申請）した助成金は「活用していない」44.2%（全国46.4%）が最も多く、次いで「持続化給付金」33.1%（全国30.7%）、「雇用調整助成金」27.0%（全国29.1%）となっている。

業種別にみると「持続化給付金」が製造業34.4%・非製造業31.9%、「雇用調整助成金」が製造業34.0%・非製造業20.8%となっている。

図8 新型コロナウイルス 雇用維持のために活用した助成金

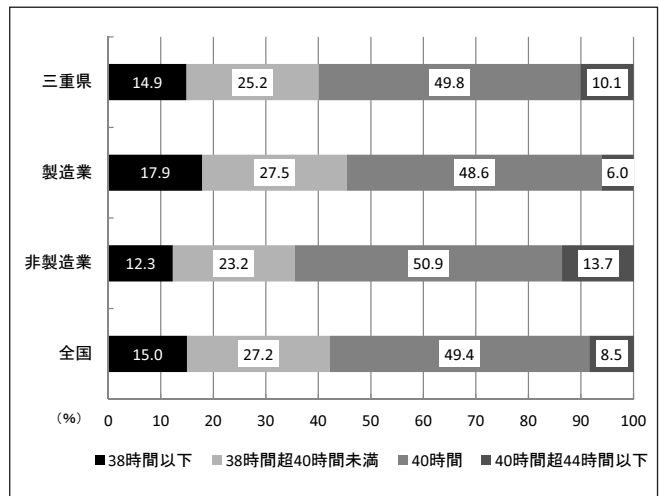


3. 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の労働時間について

(1) 従業員1人あたりの週所定労働時間（始業から終業までの時間から昼休み等の休憩時間を除いた時間） [図9]

従業員1人あたりの週所定労働時間については、「40時間」が最も多く49.8%（製造業48.6%、非製造業50.9%）、次いで「38時間超40時間未満」が25.2%（製造業27.5%、非製造業23.2%）であった。「40時間超44時間以下」は10.1%（製造業6.0%、非製造業13.7%）で、「38時間以下」は14.9%（製造業17.9%、非製造業12.3%）となり、週所定労働時間は非製造業の方が製造業より長い結果となった。

図9 週所定労働時間



(2) 従業員1人あたりの月平均残業時間 [図10]、[表6]

1人あたりの月平均残業時間については、「0時間（残業なし）」が最も多く27.8%（製造業28.6%、非製造業27.1%）、次いで「10時間未満」が25.1%（製造業23.0%、非製造業27.1%）、「10～20時間未満」が20.2%（製造業22.6%、非製造業18.1%）となっており、月平均残業時間の平均値は11.81時間（製造業11.27時間、非製造業12.29時間）で、全国（10.97時間）より0.84時間多かった。前年度（14.86時間）と比較すると3.05時間の減少であった。

業種別にみると、月平均残業時間が多い業種は、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、製造業では「金属・同製品製造業」が17.81時間（前年度20.42時間）、非製造業では「運輸業」が30.66時間（前年度40.24時間）となっており、前年度よりは減少したものの「運輸業」の残業時間が多かった。

図10 月平均残業時間

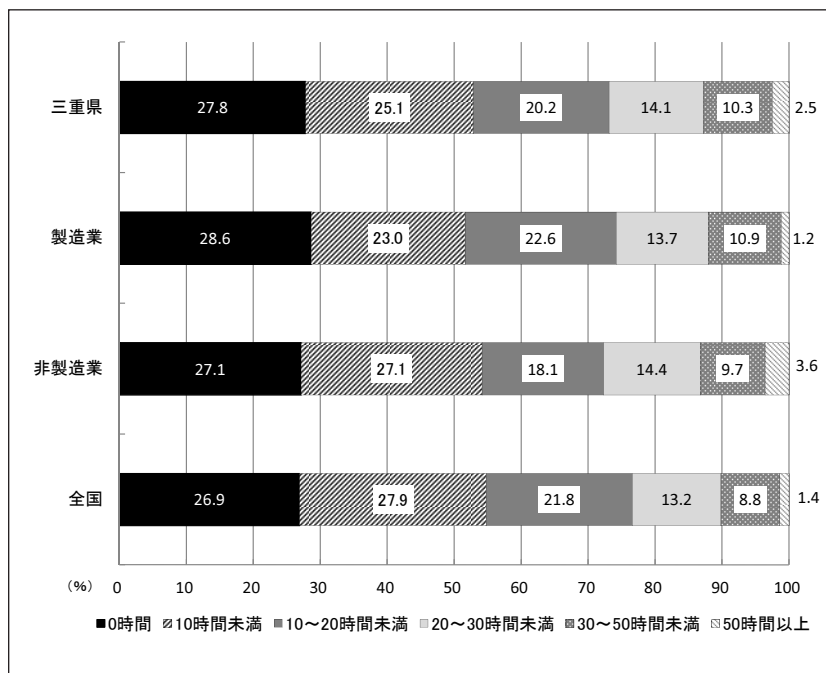


表6 月平均残業時間（平均値）

	2年	元年
全 国	10.97	12.49
三重県 計	11.81	14.86
製造業 計	11.27	14.03
食料品	10.79	9.70
繊維工業	9.69	1.00
木材・木製品	5.59	7.27
印刷・同関連	8.44	6.22
窯業・土石	7.32	11.78
化学工業	20.67	7.33
金属・同製品	17.81	20.42
機械器具	11.97	18.88
その他製造業	11.87	10.45
非製造業 計	12.29	15.48
情報通信業	14.33	14.25
運輸業	30.66	40.24
建設業	10.92	13.15
卸売業	10.66	9.38
小売業	8.85	8.21
サービス業	7.61	11.64

4. 従業員の有給休暇について [図11]、[表7]

(1) 従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数

従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数については、「15～20日未満」が45.4%（前年度48.6%）と最も多く、次いで「10～15日未満」は20.7%（前年度24.1%）、「20～25日未満」が19.2%（前年度13.4%）となっている。平均付与日数の平均値は15.7日（前年度15.3日、全国15.5日）であった。

また、平均取得日数については、「5～10日未満」が47.4%（前年度42.3%）と最も多く、次いで「10～15日未満」が32.8%（前年度32.8%）、「5日未満」が8.1%（前年度17.1%）となっている。平均取得日数の平均値は、9.2日（前年度8.0日、全国8.5日）となっており、前年度からは若干ではあるが、平均取得日数が増加した。

(2) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率については、「70～100%」が37.1%（前年度30.2%）と最も高く、次いで、「50～70%未満」が29.5%（前年度28.9%）、「30～50%未満」が22.1%（前年度23.6%）となっている。また、平均取得率の平均値は61.6%で全国（58.1%）と比べると3.5ポイント高く、前年度（55.6%）と比較すると6ポイント高い結果となった。従業員規模別にみると、「1～9人」の規模が68.9%と最も高く、業種別にみると、「製造業」(63.3%)が「非製造業」(60.0%)よりも3.3ポイント高い結果となった。

図11 年次有給休暇の取得状況

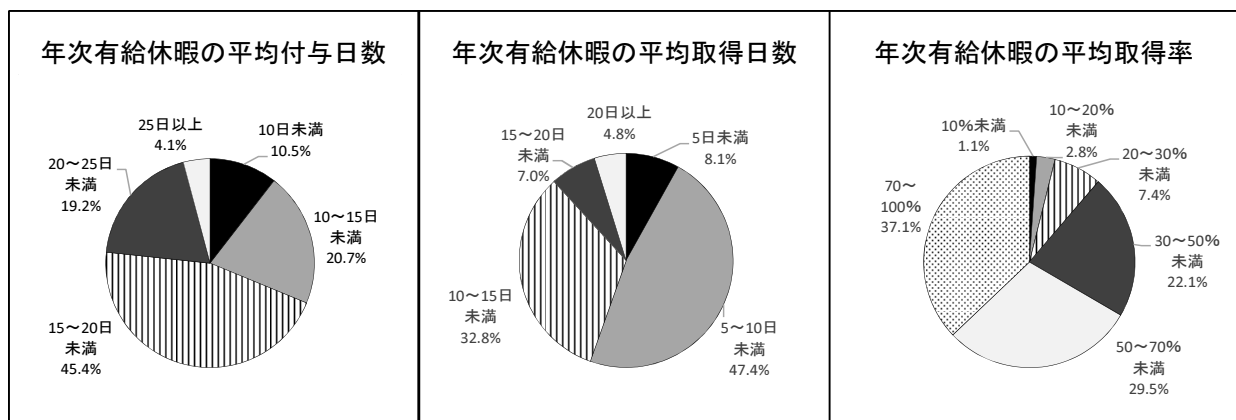


表7 年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数・平均取得率

年次有給休暇の平均付与日数 (単位：日)		
全 国		15.5
三重県 計		15.7
従業員規模別	1～9人	15.5
	10～29人	15.5
	30～99人	16.1
	100～300人	15.8
業種別	製造業 計	15.3
	非製造業計	16.0

年次有給休暇の平均取得日数 (単位：日)		
全 国		8.5
三重県 計		9.2
従業員規模別	1～9人	10.2
	10～29人	8.7
	30～99人	8.6
	100～300人	8.5
業種別	製造業 計	9.3
	非製造業計	9.0

年次有給休暇の平均取得率 (単位：%)		
全 国		58.1
三重県 計		61.6
従業員規模別	1～9人	68.9
	10～29人	59.4
	30～99人	56.3
	100～300人	56.2
業種別	製造業 計	63.3
	非製造業計	60.0

5. 新規学卒者の採用について

(1) 新規学卒者（令和2年3月卒）の採用充足状況について [表8]

新規学卒者（令和2年3月卒）の採用予定人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒・全体」77.5%（前年度69.7%、全国75.8%）、「大学卒・全体」93.9%（前年度80.4%、全国82.1%）で、平均採用人数は「高校卒・全体」2.1人（前年度2.3人、全国2.1人）、「大学卒・全体」1.6人（前年度2.3人、全国2.4人）の結果となり、前年度の調査と比較すると、充足率は「高校卒・全体」で7.8ポイント、「大学卒・全体」で13.5ポイント高いものの、平均採用人数は前年度より「高校卒」、「大学卒」とも減少している。

なお、技術系の充足率は「高校卒」が75.5%（全国74.2%）、「大学卒」が100%（全国78.6%）に対して、事務系は、「高校卒」87.0%（全国83.8%）、「大学卒」87.5%（全国86.7%）の結果となった。

業種別でみると、製造業では「機械器具製造業」の「高校卒・技術系」の充足率が65.2%、非製造業では「小売業」の「高校卒・技術系」が42.9%と低く、業種によっては採用が厳しい状況がうかがえる。

平均採用人数については1名～2名程度の小規模な採用が続いているが、「高校卒・全体」では「サービス業」が5.0人、「大学卒・全体」では「化学工業」が5.0人、次いで「情報通信業」の3.0人であった。

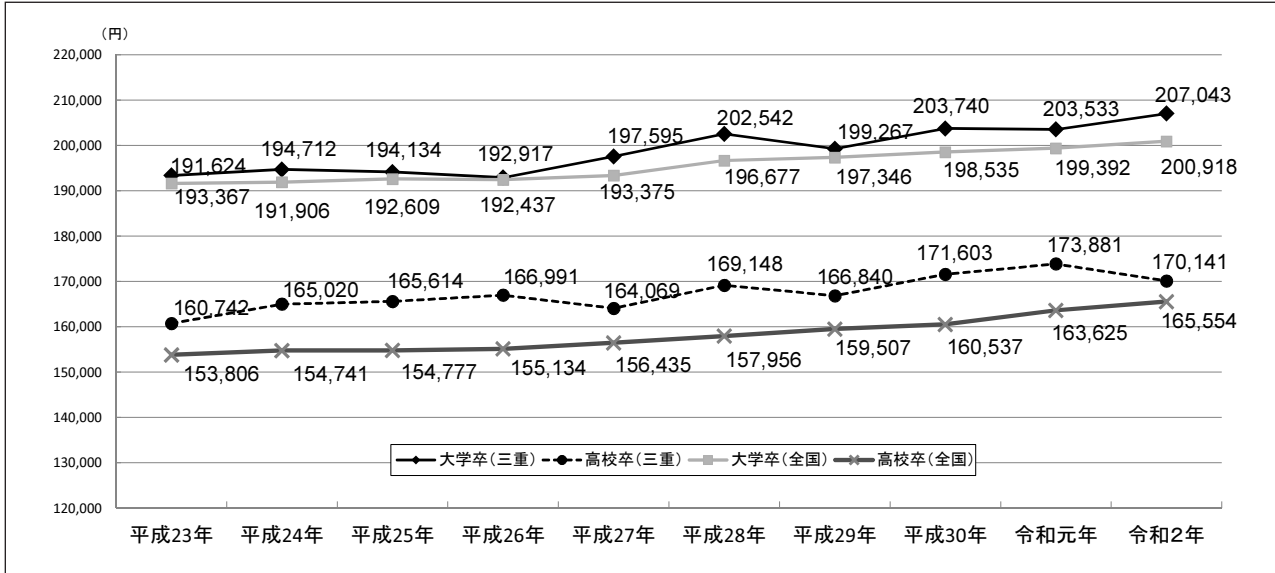
表8 新規学卒者の採用充足状況（業種別・規模別）

区 分	高校卒									大学卒										
	全体			技術系			事務系			全体			技術系			事務系				
	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数		
全 国	2,072	75.8	2.1	1,767	74.2	2.0	461	83.8	1.7	1,108	82.1	2.4	712	78.6	2.0	559	86.7	2.1		
三重県 計	47	77.5	2.1	39	75.5	2.1	10	87.0	2.0	28	93.9	1.6	16	100.0	1.6	15	87.5	1.4		
製造業	製造業 計	27	82.2	2.2	23	81.0	2.0	5	86.7	2.6	15	100.0	1.5	10	100.0	1.4	6	100.0	1.3	
	食料品	4	88.2	3.8	3	100.0	2.3	1	80.0	8.0	3	100.0	1.7	3	100.0	1.7	-	-	-	
	繊維工業	2	100.0	1.0	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	木材・木製品	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	1	100.0	1.0	1.0	100.0	1.0	-	-	-	
	印刷・同関連	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	窯業・土石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	化学工業	1	100.0	3.0	1	100.0	2.0	1	100.0	1.0	1	100.0	5.0	1	100.0	3.0	1	100.0	2.0	
	金属・同製品	11	88.5	2.1	9	87.0	2.2	2	100.0	1.5	5	100.0	1.2	2	100.0	1.0	3	100.0	1.3	
	機械器具	7	65.2	2.1	7	65.2	2.1	-	-	-	5	100.0	1.0	3	100.0	1.0	2	100.0	1.0	
その他製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非製造業	非製造業 計	20	71.4	2.0	16	68.8	2.1	5	87.5	1.4	13	88.9	1.9	6	100.0	1.8	9	81.3	1.4	
	情報通信業	1	66.7	2.0	1	66.7	2.0	-	-	-	1	100.0	3.0	1	100.0	3.0	-	-	-	
	運輸業	1	100.0	3.0	-	-	-	1	100.0	3.0	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	
	建設業	12	70.6	2.0	10	68.8	2.2	2	100.0	1.0	3	100.0	2.0	2	100.0	2.0	2	100.0	1.0	
	卸売業	3	75.0	1.0	2	100.0	1.0	1	50.0	1.0	4	90.0	2.3	1	100.0	2.0	3	87.5	2.3	
	小売業	2	42.9	1.5	2	42.9	1.5	-	-	-	3	100.0	1.3	1	100.0	1.0	3	100.0	1.0	
	サービス業	1	100.0	5.0	1	100.0	4.0	1	100.0	1.0	1	33.3	1.0	-	-	-	1	33.3	1.0	
規模別	1～9人	3	100.0	1.0	3	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10～29人	7	94.1	2.3	5	93.3	2.8	2	100.0	1.0	5	100.0	1.8	1	100.0	3.0	5	100.0	1.2	
	30～99人	24	79.7	2.1	20	79.6	2.0	5	80.0	2.4	17	90.0	1.6	12	100.0	1.4	6	76.9	1.7	
	100～300人	13	66.7	2.3	11	61.5	2.2	3	100.0	2.0	6	100.0	1.7	3	100.0	1.7	4	100.0	1.3	

(2) 新規学卒者の初任給 [図12]

新規学卒者の初任給（通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額））について、高校卒が170,141円（前年度173,881円、全国165,554円）、大学卒が207,043円（前年度203,533円、全国200,918円）となっている。高校卒は前年度より3,740円低いものの、全国より4,587円高い。大学卒は、前年度より3,510円高く、全国より6,125円高い。高校卒は平成29年以降から順調に上昇していたが、下がった。大学卒は過去最高額の結果となった。

図12 新規学卒者の初任給



(3) 新規学卒者の採用計画の有無について [図13]、[表9]

令和3年度の新規学卒者（令和3年3月卒）の採用計画については、調査時点（令和2年7月1日）で、「ある」とするのが21.7%（前年度26.8%、前々年度24.6%、全国24.5%）、「ない」が57.0%（前年度49.7%、前々年度51.0%、全国54.8%）、「未定」が21.3%（前年度23.5%、前々年度24.4%、全国20.7%）となっており、採用計画が「ある」と回答した事業所は前年度より5.1ポイント低下、「ない」と回答した事業所は前年度より7.4ポイント増加するなど採用計画にもコロナ禍の影響があることがうかがえる。

また、採用計画人数では、「高校卒」が1社平均2.2人（前年度2.4人、全国2.5人）「大学卒」が1.8人（前年度2.4人、全国2.2人）となっており、「高校卒」が全国平均、昨年度より若干減少し、「大学卒」は「高校卒」と比べると全国平均、昨年度のどちらも減少の幅が大きかった。

図13 新規学卒者の採用計画の有無

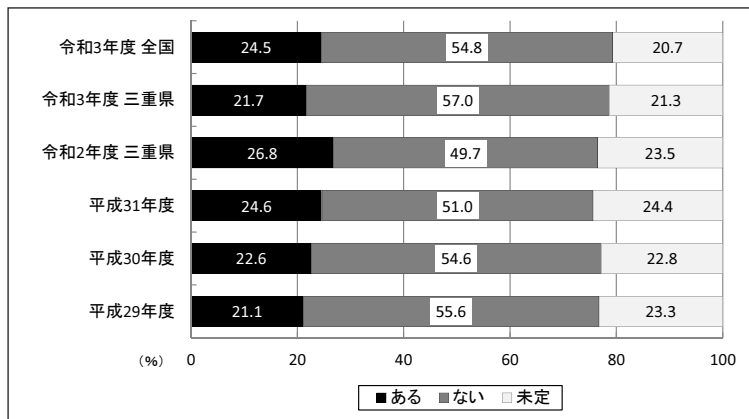


表9 平均採用計画人数

区分	下段（ ）は事業所数	
	高校卒	大学卒
全 国	2.5 (3,796)	2.2 (2,175)
三重県2年度	2.2 (102)	1.8 (45)
製 造 業	2.1 (51)	1.8 (19)
非 製 造 業	2.3 (51)	1.9 (26)
三重県元年度 (昨年度調査)	2.4 (111)	2.4 (53)

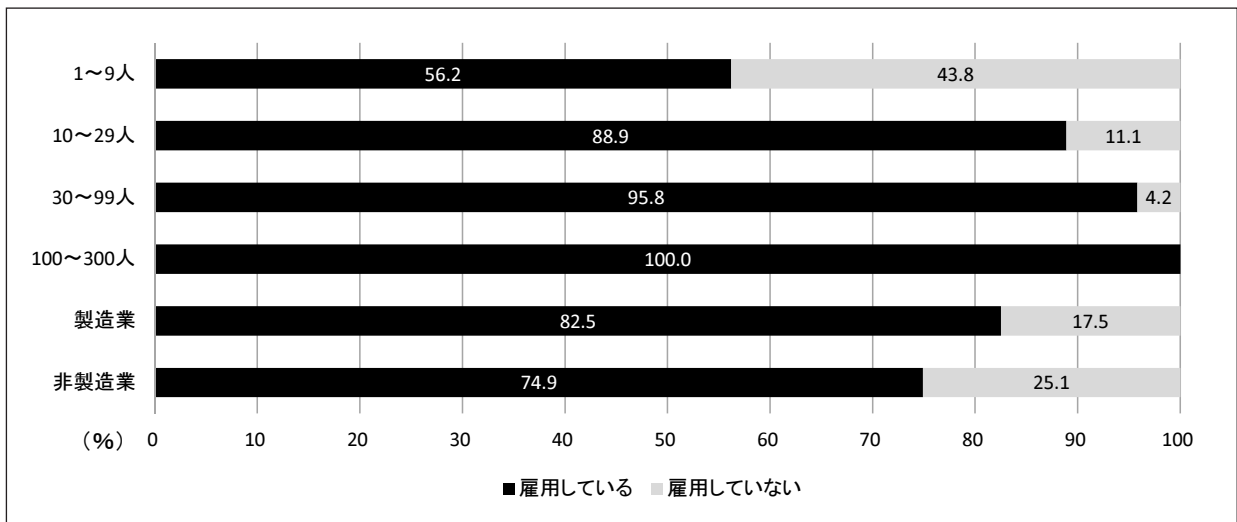
6. 高齢者の雇用について

(1) 60歳以上の高齢者の雇用状況について [図14]

60歳以上の高齢者の雇用状況については、「雇用している」と回答した事業所が78.4%（全国80.5%）であった。全国と比較すると2.1ポイント下回った。規模別では、規模が大きくなるほど「雇用している」の割合が高くなる傾向がみられ、「100～300人」においては100%であった。

業種別にみると「雇用している」の割合は、製造業が82.5%、非製造業が74.9%であった。

図14 高齢者の雇用について

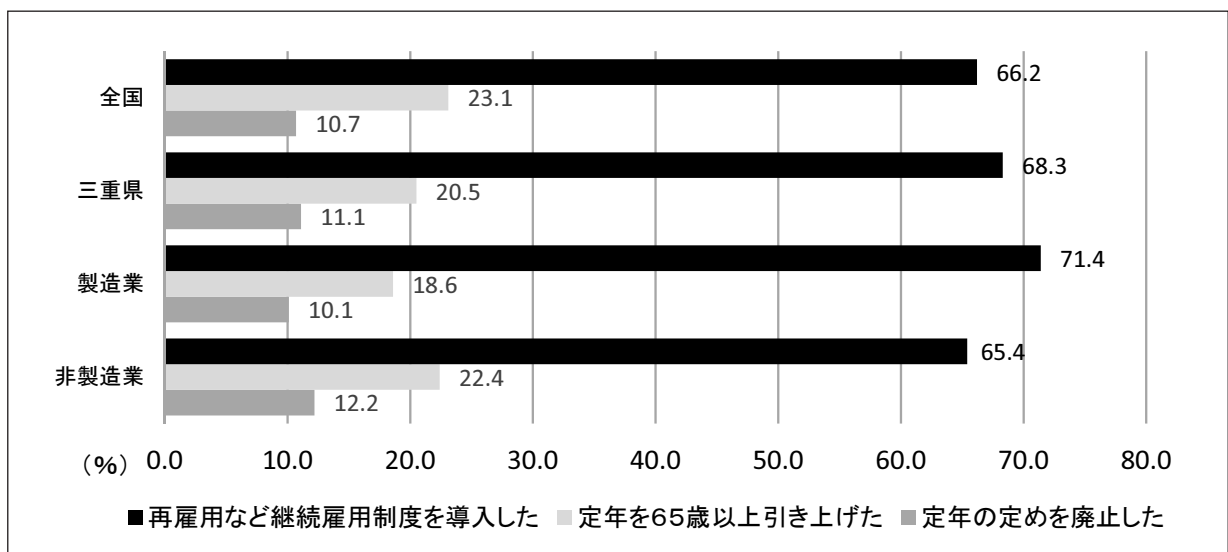


(2) 高齢者雇用措置で講じた内容について [図15]

高齢者雇用措置で講じた内容としては、「再雇用など継続雇用制度の導入」68.3%（全国66.2%）が最も多く、次いで「定年を65歳以上に引き上げ」20.5%（全国23.1%）「定年の定めを廃止」11.1%（全国10.7%）と全国と比べてもほぼ同様の傾向がうかがえる。

業種別にみると、「再雇用など継続雇用制度の導入」は製造業71.4%と非製造業65.4%に比べ6.0ポイント高くなり、「定年を65歳以上に引き上げ」は非製造業22.4%と製造業18.6%に比べ3.8ポイント高くなっている。

図15 高齢者雇用措置で講じた内容について

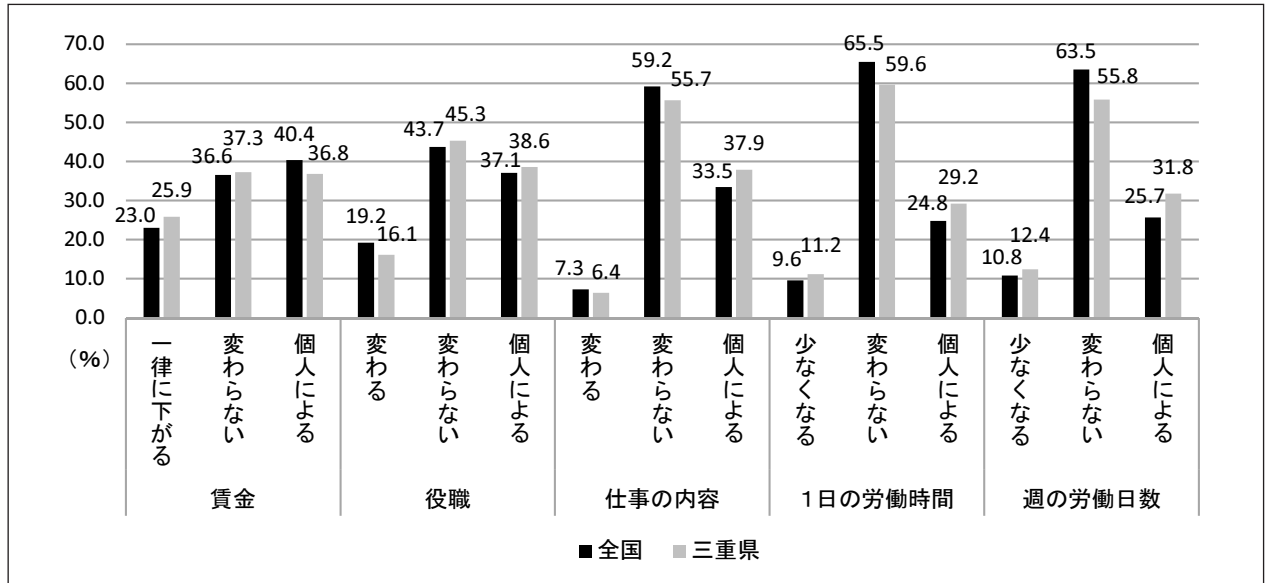


(3) 高齢者の雇用条件について [図16]

高齢者の雇用条件は「1日の労働時間」59.6% (全国65.5%)、「週の労働時間」55.8% (全国63.5%) 「仕事の内容」55.7% (全国59.2%) について「変わらない」とする割合となった。

「賃金」については、「一律に下がる」が25.9% (全国23.0%)、「役職」については、「個人による」が38.6% (全国37.1%) であった。

図16 高齢者の雇用条件



(4) 高齢者就業確保措置新設の把握と講じる予定について [図17]、[図18]

高齢者就業確保措置新設の把握状況は「把握している」50.7% (全国54.4%) となり、業種別では「把握している」が製造業49.4%、非製造業51.8%であった。

高齢者就業確保措置のために講じる予定としては、「70歳までの継続雇用制度の導入」37.2% (全国33.4%) が最も多く、次いで「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」31.6% (全国37.0%) であった。業種別では製造業が「70歳までの継続雇用制度の導入」41.7%と最も高く、非製造業では「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」34.9%が最も高い結果となった。

図17 高齢者就業確保新設の把握状況

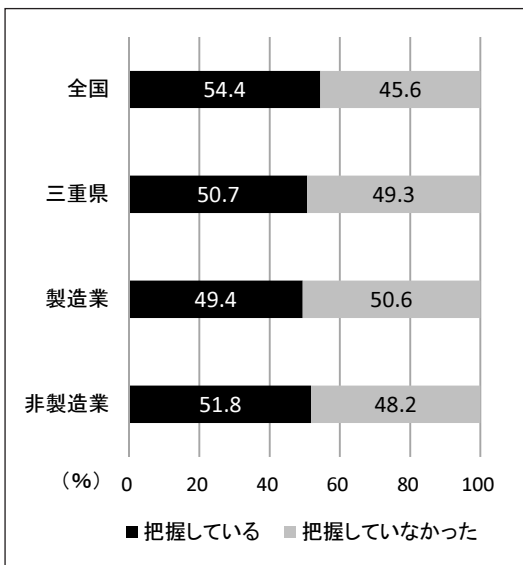
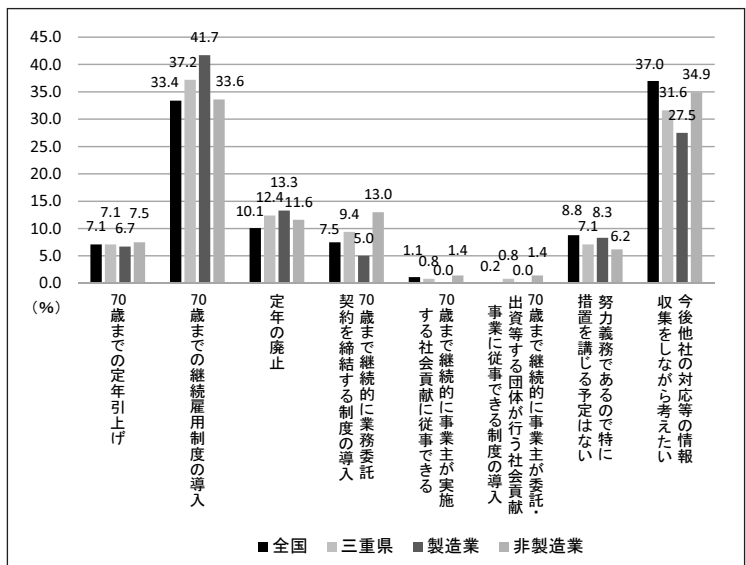


図18 高齢者就業確保措置に講じる予定



7. 賃金改定について

(1) 賃金改定の実施状況について [図19]、[表10]

賃金改定の実施については、調査時点（令和2年7月1日）で「上げた」が39.1%（前年度49.0%、全国39.4%）で、賃金を上げた事業所が前年度よりも9.9ポイント下降した。「7月以降引上げる予定」と回答した事業所は7.4%（前年度10.6%、全国7.6%）で、前年度より3.2ポイント下降した。

また、賃金改定を「今年実施しない（凍結）」が24.9%（前年度15.9%、全国22.8%）で、前年度より9.0ポイント下降した。

他方、「下げた」と回答した事業所は1.1%（前年度1.1%、全国1.1%）、「7月以降引下げる予定」と回答した事業所は0.9%（前年度0.6%、全国0.7%）となっている。前年度と比較して「上げ」が減少し、コロナ禍の影響が賃金改定にまで及んでいることがうかがえる。

[表10]の業種別をみると、製造業では「上げた」の回答が42.4%（前年度56.7%）と最も高くなっており、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「その他製造業」が54.5%（前年度72.7%）の比率で賃金の引上げを行っている。非製造業でも「上げた」が36.2%（前年度43.3%）と最も高く、特に「卸売業」の62.5%（前年度58.7%）が高い数値となっている。ただし、前年度と比べて「上げた」とする比率は多くの業種で下降している。

図19 賃金改定の実施状況

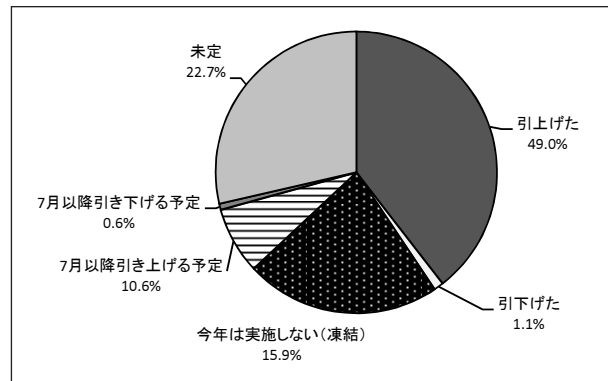


表10 賃金改定の実施状況（業種別・規模別）

(%)

区分	上げた	引下げた	今年実施しない(凍結)	7月以降引上げる予定	7月以降引下げる予定	未定	
全 国	39.4	1.1	22.8	7.6	0.7	28.3	
三重県 計	39.1	1.1	24.9	7.4	0.9	26.6	
製造業	製造業 計	42.4	0.4	24.3	7.0	0.8	25.1
	食料品	30.0	0.0	32.5	10.0	0.0	27.5
	繊維工業	20.0	6.7	33.3	13.3	0.0	26.7
	木材・木製品	37.5	0.0	18.8	3.1	0.0	40.6
	印刷・同関連	33.3	0.0	44.4	11.1	0.0	11.1
	窯業・土石	41.5	0.0	22.0	0.0	0.0	36.6
	化学工業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属・同製品	46.0	0.0	22.0	12.0	0.0	20.0
	機械器具	58.1	0.0	25.8	3.2	3.2	9.7
	その他製造業	54.5	0.0	13.6	9.1	4.5	18.2
非製造業	非製造業 計	36.2	1.7	25.4	7.7	1.0	27.9
	情報通信業	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
	運輸業	25.0	2.8	19.4	8.3	5.6	38.9
	建設業	38.6	0.9	21.9	7.9	0.0	30.7
	卸売業	62.5	2.5	17.5	5.0	0.0	12.5
	小売業	26.2	0.0	45.2	0.0	0.0	28.6
	サービス業	26.9	3.8	26.9	13.5	1.9	26.9
規模別	1～9人	21.0	2.0	38.5	5.5	0.0	33.0
	10～29人	39.6	0.5	21.9	7.5	2.1	28.3
	30～99人	59.3	0.8	11.9	9.3	0.8	17.8
	100～300人	84.0	0.0	0.0	12.0	0.0	4.0

(2) 平均昇給額・昇給率（平均昇給・上昇 ※加重平均） [図20]、[図21]、[表11]

昇給を行った事業所の平均昇給額は6,142円（前年度7,213円、前々年度5,738円、全国5,770円）、昇給率は2.29%（前年度2.79%、前々年度2.15%、全国2.26%）となっており、前年度と比較して1,071円と大幅に下降した。

[図20] の業種別平均昇給額をみると、「木材・木製品製造業」の昇給額は10,414円で最も高く、前年度（6,907円）より3,507円と大幅に増加しているものの、前年度より昇給額が増加している業種の割合は減少した。昇給額が減少している業種の中では、「サービス業」が5,847円と前年度（9,982円）より4,135円、「建設業」が9,268円と前年度（13,260円）より3,992円減少している。

また[表11]の改定後の平均賃金をみると、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、最も高いのが製造業では「窯業・土石製品製造業」の290,789円、非製造業では「サービス業」の330,999円であった。

図20 平均昇給額と昇給率の推移（平均昇給・上昇）加重平均

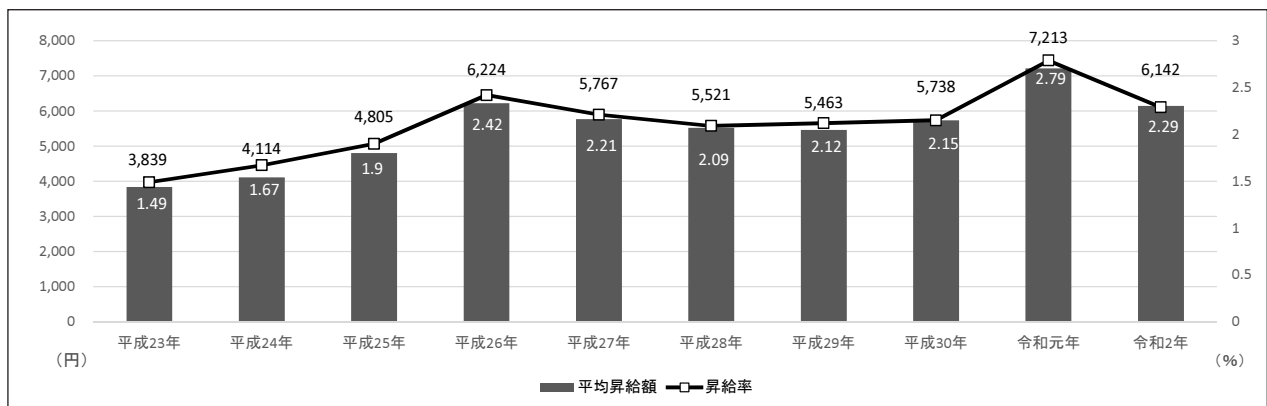


図21 業種別平均昇給額（平均昇給・上昇 加重平均）

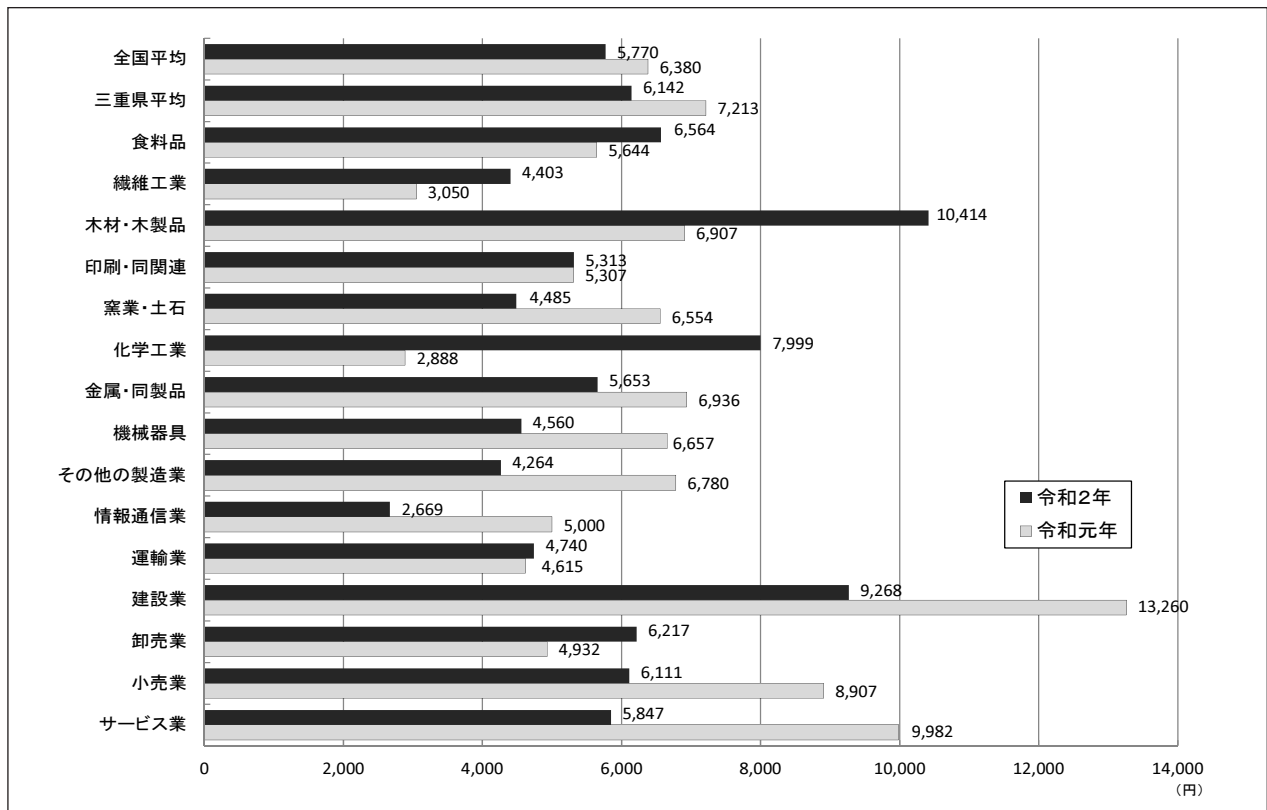


表11 改定後の平均賃金（平均昇給・上昇）※加重平均

区 分	対象者数 (人)	改定前賃金 (円)	改定後賃金 (円)	昇給額 (円)	昇給率 (%)	格差 (%)	
全 国	220,894	255,191	260,961	5,770	2.26	100.0	
三重県 計	4,884	268,424	274,566	6,142	2.29	106.4	
製造業	製造業 計	2,544	262,594	268,149	5,555	2.12	106.8
	食料品	189	255,631	262,195	6,564	2.57	129.1
	繊維工業	45	256,689	261,092	4,403	1.72	93.6
	木材・木製品	83	258,918	269,332	10,414	4.02	191.3
	印刷・同関連	96	256,070	261,383	5,313	2.07	95.5
	窯業・土石	207	286,304	290,789	4,485	1.57	73.7
	化学工業	292	343,306	351,305	7,999	2.33	132.2
	金属・同製品	600	251,336	256,989	5,653	2.25	110.8
	機械器具	891	244,392	248,952	4,560	1.87	93.9
	その他製造業	141	241,387	245,651	4,264	1.77	82.0
非製造業	非製造業 計	2,340	274,762	281,542	6,780	2.47	103.3
	情報通信業	65	236,841	239,510	2,669	1.13	42.9
	運輸業	410	214,576	219,316	4,740	2.21	98.4
	建設業	752	293,274	302,542	9,268	3.16	116.9
	卸売業	449	281,753	287,970	6,217	2.21	99.8
	小売業	400	266,709	272,820	6,111	2.29	117.0
	サービス業	264	325,152	330,999	5,847	1.80	89.4
規模別	1～9人	114	294,016	305,861	11,845	4.03	147.8
	10～29人	659	268,122	274,026	5,904	2.20	83.8
	30～99人	2,236	261,392	267,916	6,524	2.50	110.3
	100～300人	1,875	275,361	280,784	5,423	1.97	107.1

$$\text{※加重平均} = \frac{\text{(各事業所の昇給額} \times \text{対象人数) の総和}}{\text{常用労働者の総和}}$$

ワンポイントメモ 

三重県内の最低賃金が 更新されました！

時間額 **874円**

令和2年10月1日発効

※「三重県最低賃金」は県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。
臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

特定(産業別)最低賃金件名	時間額	発効日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	901円	令和2年12月21日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	921円	令和2年12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	906円	令和2年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	942円	令和2年12月21日

(3) 賃金改定の内容と決定要素 (複数回答) [図22]、[図23]

賃金改定の内容については、※①「定期昇給」が54.3% (全国62.4%) で最も高く、次いで「基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)」が35.4% (全国30.0%)、※②「ベースアップ」が16.1% (全国14.1%) と続いている。また、賃金改定の決定要素としては、「企業の業績」が58.8% (全国58.2%) 次いで「労働力の確保・定着」が56.2% (全国54.8%) と続いており、回答事業所の多くが「企業の業績」・「労働力の確保・定着」を重視していることがうかがえる。

※①「定期昇給」とは、毎年一定の時期に制度として基本給が引き上げられること。

※②「ベースアップ」とは、従業員全体の賃金水準を一律に引き上げるもの。

図22 賃金改定の内容

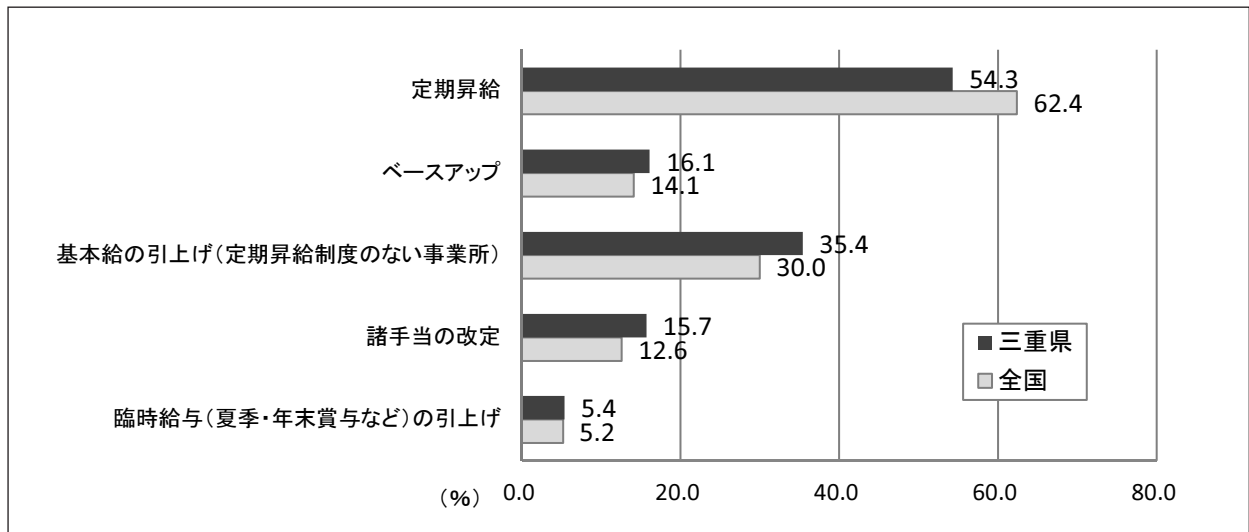
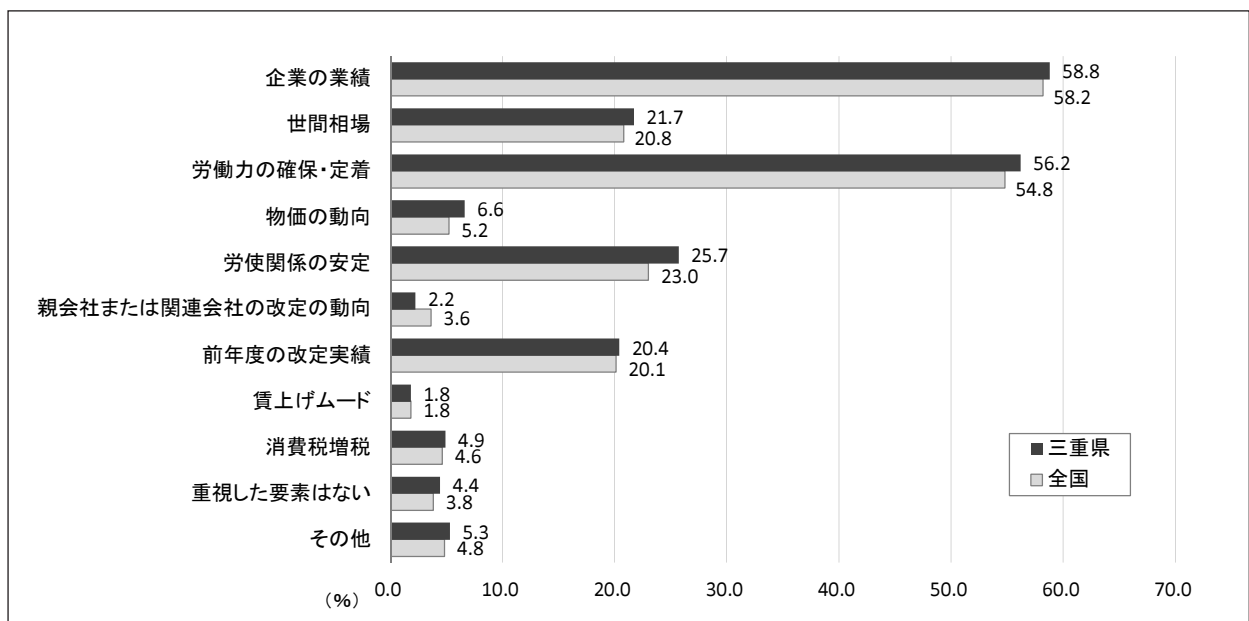


図23 賃金改定の決定要素



ワンポイントメモ



令和2年6月1日より

**パワーハラスメント対策が
事業主の義務となりました！**

*中小事業主は、令和4年4月1日から義務化されます。(それまでは努力義務)

- *「パワーハラスメント」とは職場において行われる、3つの要素（①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの）をすべて満たすものである。
- *「パワーハラスメント」の防止のために事業主が講じなければならない10の措置（たとえば相談窓口の設置等）を講じる必要がある。
- * ハラスメント全般の相談に一元的に対応するための措置を講じている。

ワンポイントメモ



～同一労働 同一賃金に向けた対応～

パートタイム・有期雇用労働法について

令和2年4月1日施行

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則及び指針、同一労働同一賃金ガイドラインが施行されています。

中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、令和3年4月1日（それまでは従来のパートタイム労働法が適用されます。）

◇ 改正のポイント ◇

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）について

- * 不合理な待遇差の禁止：同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
- * 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化：非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。
- * 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行っています。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

21

(左欄は記入しないでください。)

令和2年6月



令和2年度 中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和2年7月1日 調査締切：令和2年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せは、下記までお願いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課

〒514-0004 三重県津市栄町1-891 三重県合同ビル6階

電話 059-228-5195 FAX 059-228-5197

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	(〒 -)	電話番号	- -
		FAX番号	- -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業	12. 総合工事業 13. 職別工事業(設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)	

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

- ① 令和2年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	うち常用労働者		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人		男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減

- [注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

② 令和3年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

↓※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問6) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(どちらかに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

↓※ 1. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止した 2. 定年を65歳以上に引き上げた 3. 再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようになりましたか。(それぞれ1~3の中で1つだけに○)

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
下 が 律 に	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。(どちらかに○)

1. 把握している 2. 把握していなかった

↓※ 1. に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。(該当するすべてに○)

1. 70歳までの定年引上げ 2. 70歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
3. 定年の廃止 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
6. 70歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
7. 努力義務であるので特に措置を講じる予定はない 8. 今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足 2. 労働力の過剰 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 4. 売上高の減少
5. 取引先・顧客からの受注減少 6. 営業活動等の縮小 7. 運転資金等の資金繰り難 8. 休業の実施
9. 受注や売上高が増加した 10. 特に影響はない 11. その他()

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 2. 労働日数を減らした従業員がいる
3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる 5. 採用した従業員の入社日を遅らせた
6. 採用予定者の内定を取り消した 7. 従業員を採用した 8. 賃金(賞与)を削減した
9. 賃金(賞与)を引き上げた 10. 特に変化はない 11. その他()

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入 2. 時差出勤の導入 3. 時短勤務の導入 4. 臨時手当等の支給
5. 就業規則の見直し 6. 特に整備していない 7. その他()

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 雇用調整助成金 2. 働き方改革支援助成金 3. 小学校休業等対応助成金 4. 持続化給付金
5. ものづくり補助金 6. 活用していない 7. その他()

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた 2. 下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定 5. 7月以降引下げる予定 6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にお答えください。

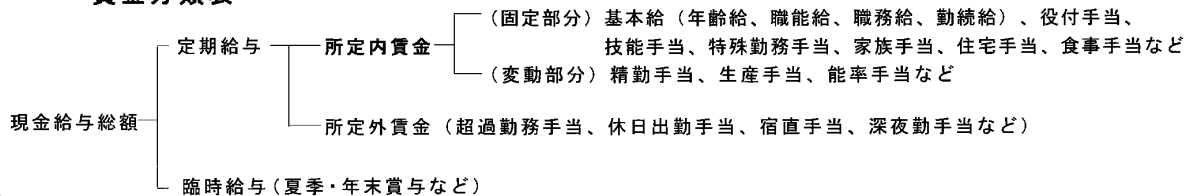
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ ①において1. または4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給 2. ベースアップ 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを行います。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するすべてに○)

1. 企業の業績 2. 世間相場 3. 労働力の確保・定着 4. 物価の動向 5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向 7. 前年度の改定実績 8. 賃上げムード 9. 消費税増税
10. 重視した要素はない 11. その他()

設問9) 労働組合の有無についてお答えください。(どちらかに○)

1. ある 2. ない

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7月20日までにご返送ください。



三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL ■ <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail ■ webmaster@chuokai-mie.or.jp